

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定居宅介護支援」重要事項説明書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(〇〇県指定 第〇〇号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	5
7. 苦情の受付について .....	5

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定居宅介護支援」利用契約書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

### ◆◆目次◆◆

第一章 総則	第四章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 12 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第五章 契約の終了
第 3 条（居宅サービス計画の決定）	第 13 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 4 条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）	第 14 条（契約者からの中途解約）
第 5 条（居宅サービス計画の変更）	第 15 条（契約者からの契約解除）
第 6 条（介護保険施設への照会）	第 16 条（事業者からの契約解除）
第 7 条（介護支援専門員の交替等）	第六章 その他
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 17 条（苦情処理）
第 8 条（サービス利用料金の支払い）	第 18 条（協議事項）
第 9 条（利用料金の変更）	
第三章 事業者の義務	
第 10 条（事業者の記録作成・交付の義務）	
第 11 条（守秘義務等）	

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅介護支援」利用契約書（三者契約）

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第四章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 13 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第五章 契約の終了
第 3 条（居宅サービス計画の決定）	第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 4 条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）	第 15 条（契約者からの中途解約）
第 5 条（居宅サービス計画の変更）	第 16 条（契約者からの契約解除）
第 6 条（介護保険施設への照会）	第 17 条（事業者からの契約解除）
第 7 条（利用者等への説明）	第六章 その他
第 8 条（介護支援専門員の交替等）	第 18 条（苦情処理）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 19 条（協議事項）
第 9 条（サービス利用料金の支払い）	
第 10 条（利用料金の変更）	
第三章 事業者の義務	
第 11 条（事業者の記録作成・交付の義務）	
第 12 条（守秘義務等）	